

平成30年度

14GHz帯固体化レーダー装置試験調整

仕様書

第五管区海上保安本部

## 第1章 試験調整概要

### 1-1 目的及び件名

本件は、大阪湾海上交通センター及び左手ヶ原レーダー施設に新設する14GHz帯固体化レーダー装置の試験調整を行うもので、件名を「14GHz帯固体化レーダー装置試験調整」という。

### 1-2 履行場所等

#### 【履行場所】

- ・大阪湾海上交通センター

兵庫県淡路市野島江崎 914-2                      0799-82-3050

- ・左手ヶ原レーダー施設（無人施設）

兵庫県淡路市楠本鷓崎 2376

#### 【施設管理事務所】

大阪湾海上交通センター整備課

#### 【担当部署】

- ・第五管区海上保安本部交通部整備課

神戸市中央区波止場町 1-1                      078-391-0064

### 1-3 履行期限

平成31年1月31日

### 1-4 対象機器

装置名	型式	数量	備考
〔大阪湾海上交通センター〕			
14GHz帯固体化レーダー装置	CHS-20A	1式	新設、(株)東京計器製
〔左手ヶ原レーダー施設〕			
14GHz帯固体化レーダー装置	CHS-20A	1式	新設、(株)東京計器製

## 第2章 共通仕様

### 2-1 適用事項

本仕様書によるほか、次の基準等による。

- ・労働基準法及び労働安全衛生法
- ・電気設備技術基準
- ・電波法及びこれに基づく命令
- ・電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
- ・各装置取扱説明書

### 2-2 試験調整

試験調整は、すべて仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は、誠実に行う。なお、試験調整は、当該装置に精通した技術者により行う。

### 2-3 監督及び検査職員

監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官「第五管区海上保安本部長」が任命する職員で、請負契約書に定める当庁職員をいう。

### 2-4 疑義に対する協議

仕様書及び図面に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。なお、協議事項は請負者が書面にまとめ監督職員へ提出する。

### 2-5 事前提出書類

請負者は、契約後、次の内容を記述した施工計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。

- (1) 試験調整計画書
- (2) 試験調整要領書
- (3) 実施工程表
- (4) 作業員名簿及び連絡先
- (5) 使用測定器一覧
- (6) その他必要事項

### 2-6 現場代理人等

請負者は、当該装置及び関連装置に熟知した、十分な経験と専門知識を有する主任技術者及び現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を受ける。なお、両者は兼ねることができる。

## 2-7 完成図書

試験調整完了後、次の内容を A 4 ファイルに整理し、取りまとめたものを担当部署及び管理事務所に各 1 部提出する。

- (1) 試験調整概要
- (2) 単体試験調整結果
- (3) 総合試験調整結果
- (4) 写真
- (5) 設定データ
- (6) OJT 資料
- (7) その他監督職員が指示するもの

## 2-8 秘密の保持

- (1) 本試験調整に伴い、知り得た情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 本仕様書に基づく作業遂行により知り得た情報について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

## 2-9 検査

検査は、検査職員が指示する日時に指定する検査方法で実施し、検査器具等は全て請負者が準備する。

## 2-10 他工事等との出会い

他の請負者によって施工される工事等と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な作業の実施に努める。

なお、試験調整時は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

## 第3章 特記仕様

### 3-1 一般事項

- (1) 本件作業に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
- (2) 本件作業による業務休止は、必要最小限度とし、事前に監督職員に作業内容及び業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。
- (3) 本件作業の際、USBメモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に、最新のパターンファイルを適用したウイルスチェックを実施し、取外し直後にも同様にウイルスチェックを実施する。
- (4) 履行場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し、打合せを行う。
- (5) 本件作業にあたっては、執務の妨げにならないように行う。
- (6) 本試験調整にあたり、関連する機器取扱説明書等は必要に応じて提示又は貸し出しする。

### 3-2 仮設レーダー装置

- (1) 大阪湾海上交通センターのレーダー装置の換装に際し発生する業務休止時の補助運用装置として、請負者は換装期間中、以下の仮設レーダー装置1式を大阪湾海上交通センターに手配する。
  - ア) 構成：3m型空中線部 1基  
送受信系架 1台  
制御系架 1台  
装置間接続通信線 1式
  - イ) 電波の型式等：40MOVON 13.85GHz 350W
- (2) 仮設レーダー装置の設置及び撤去は、別途契約する換装工事の請負者により行う。

### 3-3 事前確認等

- (1) 監督職員が指示する物標の方位及び距離の測定と記録
- (2) 事前に全てのレンジ及びエリアの写真撮影と記録

### 3-4 単体試験調整

単体試験調整は、機器単体で以下項目の準備、動作確認、試験及び調整を行う。

なお、単体試験調整は、対象機器の取扱説明書に記載の工場試験調整に準じて行ない、その結果は工場試験成績書を満足するものとする。

- (1) パネル・ユニットの組込み
- (2) 配線接続確認
- (3) 各種測定
  - ア) 各部電源電圧
  - イ) 消費電力
  - ウ) VSWR 及び導波管損失
  - エ) 中心周波数偏差
  - オ) 送信電力
  - カ) 送信パルス幅
  - キ) パルス繰り返し数
  - ク) 送信パルス波形
- (4) 空中線系回転動作確認
  - ア) 回転数
  - イ) 異常音、発熱、オイル漏れ
- (5) ビデオ映像確認
  - ア) 海面反射抑制回路 (STC) 特性
  - イ) 定誤警報確立 (CFAR)
  - ウ) 二次掃引偽像
  - エ) トリップエコー抑圧効果
  - オ) 相関処理機能

### 3-5 総合試験調整

単体調整終了後、対象機器を既存のシステムに接続し、装置単体及びシステム全体の機能及び性能を十分満足するよう総合試験調整を行う。

#### 3-5-1 映像処理系の調整及び確認

- (1) 監督職員が指示する物標の方位及び距離の測定と記録
- (2) 特定物標の映像と電子海図との位置あわせ
- (3) 追尾状況の確認
- (4) 全てのレンジ及びエリアの写真撮影と記録

#### 3-5-2 監視制御系の調整及び確認

- (1) 異常検出機能
- (2) 監視制御動作

### 3-6 OJT

試験調整終了後、別途監督職員の指示する日時に機能、操作及び障害発生時の対応等に関するOJTを実施する。

- (1) 装置の概要及び系統説明
- (2) 運用及び保守に関する説明
- (3) 各種測定方法

なお、OJTに使用する資料及び機器等は請負者が準備する。

### 3-7 バックアップ媒体

試験調整終了後、各装置のシステムリカバリなどのバックアップ用媒体を作成し、監督職員に提出する。

### 3-8 無線局検査対応

- (1) 対象機器及び仮設レーダー装置について、総務省の実施する無線局変更検査に必要な送信機の電気的特性データを監督職員に提出する。
- (2) 無線局の変更検査受検に立会い、電気的特性の測定を支援する。